

副食費免除対象者について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児以上（保育園の場合は年少クラス以上）のお子さんは保育料が無償となりましたが、給食費（主食費＋副食費）については実費でお支払いいただいております。（主食費はごはん代、副食費はおかず・おやつ代等が該当します。）

給食費の主食費はどの世帯にも負担していただいておりますが、副食費については世帯の状況等に応じて免除制度があります。

以下のどちらかの対象要件に該当した場合、副食費（おかず・おやつ代等）が免除になります。

①所得要件

世帯年収 360 万円未満相当世帯の児童
360 万円未満相当とは

1号認定（幼稚園・認定こども園幼稚園部）	市民税所得割額世帯合算が 77,101 円未満の世帯
2号認定（保育園・認定こども園保育園部）	市民税所得割額世帯合算が 57,700 円未満の世帯

※父母に基準の収入がなく、同居している祖父母等がいる場合判定に加えて計算します。

※未申告者が世帯にいる場合は申告があるまで免除にはなりません。

※副食費免除判定で用いる市民税所得割額は税額控除前所得割額から調整控除を差し引いた額となります。（住宅借入金等特別税額控除、配当控除などは差し引きません。）

令和7年度副食費免除判定年度

令和7年4月～8月	令和7年9月～3月
令和6年度市民税所得割額で判定 (令和5年中の収入をもとに算定された税額)	令和7年度市民税所得割額で判定 (令和6年中の収入をもとに算定された税額)

※結婚や離婚、転居等により保護者や世帯員の人数に変更があった場合や修正申告等により市民税額が変更になった場合は再判定を行いますので速やかに関係書類を提出してください。ただし過年度分の副食費については変更できませんのでご了承ください。

②多子計算による第3子以降のこども

第3子とは

1号認定（幼稚園・認定こども園幼稚園部）	小学校第3学年終了前児童から数えて3人目以降のこどもは免除
2号認定（保育園・認定こども園保育園部）	小学校就学前児童から数えて3人目以降のこどもは免除